

横浜市監査委員公表第6号

住民監査請求に係る監査結果の公表

(平成22年3月18日受付第202号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成22年5月25日

横浜市監査委員

川内克忠

同

山口俊明

同

尾立孝司

同

伊波洋之助

同

加藤広人

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。
本件請求には理由がないと認めます。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成22年3月18日

なお、請求書の記載内容に不明確な点があったので、平成22年3月24日付けで請求人に対し書面による補正を求めたところ、平成22年4月8日に、補正書の提出がありました。

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は平成22年4月8日及び22日に証拠を提出するとともに、平成22年4月23日に陳述を行いました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、道路局職員が立ち会いました。

4 請求・陳述の要旨

(1) 請求する勧告の内容

「東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事」（以下「本件工事」という。）に関して平成16年度から19年度に執行された工事について、市長に横浜市に生じた損害 166,086,668円を補填する地方自治法第243条の2に定める措置を求める。

(2) 検査調書の作成及びそれに続く支出を違法とする理由

ア 各年度の検査について

平成16年度、17年度分工事の検査時において、相手方である東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）は「工事ができていない。」と説明しており、また、横浜市は出来高を確認できる資料の提出を求めることもしないで検査を行い、評価を「良」、「工事が相違なく完成した」とする検査調書を作成し

ている。

平成18年度分の工事の検査においては、出来ていないと認めた施設の検査を行い、評価を「良」とする検査調書を作成している。

また、報告書では「検査書類の確認」と書かれているが、支障物件移設等工事検査調書の検査方法は「施行協定書に基づく現場確認」となっている。

イ 繰越明許に係る検査について

平成16年度、17年度分工事の検査時において相手方であるJR東日本は「工事ができていない。」と説明しており、また、横浜市は出来高を確認できる資料の提出を求めることもしないで検査を行い、評価を「良」とする検査調書を作成している。

平成18年度分の検査に際しての具体的な記述は報告書にはないが、物品役務部分検査調書の検査年月日は平成20年3月31日となっている。

なお、報告書によると、実際の出来高累計額と支払の累計額の差が生じているのは平成18年度までで、平成19年度はその差額をそのまま引き継いでいる。

ウ 検査調書の作成、それに続く支出を違法とする理由

各検査に際して、JR東日本が提出した書類について情報開示請求を行ったところ、「すべて口頭で処理されたものであり、書類はない。」との回答を得た。

契約の相手方であるJR東日本が工事は出来ていないと説明し、検査に必要な資料の提出をしていないにもかかわらず、横浜市はJR東日本に必要な書類の提出を求める努力をしていない。

検査に必要な資料が何も無い状態で、相手が「工事が出来ていない。」と説明しているにもかかわらず、現場で相手方が口頭で「責任を持って工事を終わらせます。」と言ったというので、検査を行い、検査調書を作成した、ということになる。

具体的な資料を横浜市が集めたのは平成20年6月12、13日に行われた会計検査院の検査以後であることは、本件工事に関する出来高の報告等の資料請求が、平成20年7月7日付け文書により、JR東日本に対して行われていることから明らかである。

また、「道路局委託工事等事故再発防止委員会」の報告書「委託工事の透明性の確保に向けて」によると、検査（16年度部分出来高）平成17年4月13日、検査

(17年度竣工)(18年度部分出来高)平成19年4月17日、検査(18年度竣工)
(19年度部分出来高)平成20年4月11日とされている。

該当する検査調書の検査年月日は、それぞれ、平成17年3月31日、平成19年3月30日、平成20年3月31日と偽造されている。

本件工事の支出が地方自治法施行令第143条第1項第4号に該当する歳出であり、「当該行為の履行があった日の属する年度」の歳出とすると定められている。検査年月日を偽造したのは、『「当該行為の履行があった日」とは履行確認の日をいう』とする通知があるため、年度内に検査を終了したとすると容易に推し量れるが、横浜市自らも「委託工事の透明性の確保に向けて」の中で、検査調書の検査年月日の偽造を認めている。

平成19年3月の検査(平成18年分)においては、出来上がっていない施設を、他の施設がおおむね出来ているからよしとして、書類確認で「良」と評定した検査調書を作成している。検査調書の確認方法欄は、「現場確認」となっている。

地方自治法第234条の2第1項では「普通地方公共団体が - 略 - その他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため - 略 - 必要な監督又は検査をしなければならない。」と定めており、同施行令第167条の15第2項では「 - 略 - 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。」としている。

横浜市契約規則(昭和39年横浜市規則第59号)第103条の3第3項は「契約の相手方は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、書面をもって、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を市長に求めなければならない。」と定めている。

また、横浜市物品及び役務検査事務取扱規程(昭和54年横浜市達第32号)第12条第1項は「検査員は、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止しなければならない。」と定めており、第2号では、「契約の履行が不完全で、検査を行うことが不適當であると認められるとき。」とされている。

本件工事の検査調書の作成には、工事が未完成を承知の上で完成したとの作成、検査年月日の偽造、検査手段の不適正等の様々な違法が含まれている。

支出命令に関しては、地方自治法第232条の4第1項に定められており、同施

行令第160条の2第1項では「当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令」と定めている。

本件工事の支払いは、地方自治法施行令第160条の2第1項第1号該当の支払いであるが、債務が確定していないにも拘らず、違法に作成された検査調書に基づき補助金を含む支出命令書が作成され、行われたものである。その行為は、未竣功工事への補助金過払いを生じさせ、結果として、補助金の返還命令が下されたのである。

地方自治法第243条の2第1項後段で「職員の賠償責任」が定められており、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年横浜市規則第57号）第11条において、「賠償責任に関する職員の指定」が定められている。

つまり、本件工事に係る検査調書の作成は、「職員の賠償責任」を定める地方自治法第243条の2第1項第4号が定義するところの職員による、明白な違法行為あるいは自らの職務を怠った行為であり、その行為に基づく支出命令、支払により補助金の返還義務が生じ、それに伴い加算金の支払義務が生じたのである。

その額は、国に85,056,326円、県に81,030,342円合計166,086,668円である。横浜市自ら、国及び県に提出した、「都市基盤河川改修事業における不適切な会計処理について」に添付された「不適切な会計処理についての報告書」の中で、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に抵触する行為であり」と自らの会計処理の違法性を認めている。

また、同文書は、「3 関係者の処分等について」として、「処分については、第三者で構成される横浜市懲戒審査委員会で検討されます。」と述べている。

以上から、加算金の徴収が為された理由は、横浜市が未竣功工事を竣功工事として検査調書を作成し、補助金を含む支出を行った違法行為の結果である。故に、横浜市民には何ら、この加算金の支払義務に対する責任は無く、この支払は横浜市の損害である。

よって、加算金の支払は職員の違法行為により生じた横浜市の損害と言わざるを得ない。

エ 概算払いについて

平成17年度から19年度の各年度の施行についての決裁文書をみると、支出方法として「概算払いとします」との記述がある。横浜市予算、決算及び金銭会計規

則第131条では、概算払いを行えば、精算をしなければならないと定められているが、概算払いが精算されたという記述はない。これに対応する支出命令書にも、すべて確定払いとされている。施行については「概算払いをする」と言っていて、実際の協定の締結に関しては概算払についての項目が抜けている。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成22年4月23日に道路局職員から陳述を聴取しました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会いました。

2 関係職員の陳述の要旨

(1) 検査調書の作成について

ア 検査の方法について

請求人は、検査調書の作成や検査行為の違法性を主張しているが、地方自治法施行令第167条の15第2項は、検査の方法に関し、「契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むもの。）に基づいて行わなければならない。」と規定しており、本件工事の検査は、協定書、JR東日本と下請業者との契約書・支払書に基づき行っているため、本件工事の検査は適正に行われている。

一方、次の理由により、通常の請負工事の検査と同等精度の検査は行えない状況であった。

(ア) 出来高のとらえ方については、JR東日本は、請負業者に一つの工種が終了しないと支払いをせず、支払い済みのもののみを出来高額とする完成基準（以下「完成基準」という。）に基づいているのに対して、横浜市は、工種が終了していなくても完成した部分を出来高とする進行基準（以下「進行基準」という。）に基づいて算定している。

平成16年度末の検査においてJR東日本から示された出来高は、1月末時点での完成基準に基づく出来高であり、横浜市が必要とする進行基準に基づく3月末の出来高ではないことが判明した。また、3月末時点での出来高をJR東日本に求めたところ、出来高を確認できる資料が提出されなかった。

(イ) 夜間工事であることから、容易に現場に立ち入ることができず、非常に専門

性の高い工事でもあり、出来高の確認は容易ではなかった。

(ウ) 平成16年10月の台風22号によって当該工区の上流において浸水被害が発生し、工事に関する地元説明や災害復旧などの対応により、工事は遅延し、その遅延に応じた出来高分の繰越手続は既に行っていたが、検査時に繰越額以上に工事が遅延していることが判明した。

イ 検査資料の提出について

請求人は、出来高の確認できる資料の提出を求めなかったと主張しているが、平成16年11月の繰越額を決定する段階において、当時の河川設計課からJR東日本に対し、年度末の出来高予定額を示すことを度々依頼している。なお、文書による確定数値は出せないとのことから、JR東日本から口頭で受けた出来高見込みに基づき、支払額として、予定出来高の算定を横浜市が行い、JR東日本に提示している。

ウ 検査調書の検査年月日について

検査調書の検査年月日と実際の検査日は異なっているが、これは、JR東日本の担当者と横浜市の担当者及び検査員の日程の調整の結果、3月中に検査を行うことができなかったことによるものである。

法令上、年度末日に検査をしなければならないものではないが、通例、年度末を期限とした履行の確認は、年度末日とすることとされていることから、このような記載を行っている。

(2) 加算金の支払いについて

請求人は、職員による違法行為あるいは自らの職務を怠った行為により補助金の返還義務が生じ、それに伴い加算金の支払義務が生じたと主張しているが、本件は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条に該当し、会計年度独立の原則に違反した結果、補助金を所要額以上に受給したものである。

本件委託工事に関し、工期が2年以上にわたるため、本市は、債務負担行為を設定し、JR東日本と契約締結していたが、国、県は、補助金執行に関し、債務負担行為を設定していなかった。この結果、当該年度の完成工事量が当初予定に達しない場合、未完成部分を翌年度に繰越す必要があったが、今回、繰越額を過少に認定したため、当該年度分が増え、補助金受給額が所要額を超過することとなったもの

である。

なお、本件工事の繰越額の設定については、次のような状況であったため、結果的に補助金の所要額以上の受給を受けることとなった。

ア 2月の市会での議決が必要なため、12月上旬には繰越額を確定する必要があるが、河川工事の最盛期は、12月以降であるため、年度末出来高推定額と実態とが乖離しやすい状況であった。

イ 国・県や市の担当部局などから繰越の縮減を迫られていることや、繰越申請後の繰越額の増加や事故繰越などの新たな繰越案件について、手続を執る時間的猶予がほとんどなかった。

ウ 補助金を返還するのは、国・県の実情を把握することが大変困難であるとの認識があった上、補助金を返還すれば、翌年度以降の補助金に影響し、事業実施のための財源確保が困難になるのではないかと意識が働いた。

エ 職員は、工事の遅延が明白になった時点で、国に対して繰越手続を行ったが、結果的に、それ以上の出来高不足が生じた。

(3) 本件工事の背景と職員の賠償責任について

ア 背景について

「道路局委託工事等事故再発防止委員会」報告書にもあるが、本件工事の背景は次のとおりである。

(ア) 検査確認等に関する考え方の相違

JR東日本は、本件工事では1月末に精算を行い、検査の上、請負業者への支払額を決算額としている。一方、横浜市は、年度末に検査を行い、それまでの出来高を決算額としている。

また、出来高のとらえ方については、JR東日本は完成基準に基づいているのに対して、横浜市は進行基準に基づいて算定している。

(イ) 工事の特殊性

河川工事は、6月から10月ごろまでの梅雨や台風シーズン、集中豪雨の多い出水期を避け、11月から5月ごろまでの渇水期に行う必要がある。そのため、年度をまたいで施工することが多く、また、本件工事は、東海道線などの軌道直下の工事であり、施工時間が列車運行停止後の夜間3時間程度と大幅な制約を受けていた。降雨状況や鉄道軌道部の変動などに細心の注意が必要な技術的

に難しい工事となっている。

(ウ) 台風22号等による工事の遅れ

平成16年10月9日の台風22号では、工事現場周辺で家屋浸水被害が発生し、応急工事を優先したため、本体工事の中断により遅延が生じ、その後約1年半にわたり、被害を受けた市民からの要望や地元説明会などを実施していた。

また、平成18年2月から4月にかけて、東京都内で本件と同じ推進工法による軌道変状事故が生じ、JR東日本は同工法を採用する全ての工事を原因究明のために中断し、本現場では2か月間工事を中断することとなった。さらに、平成18年度以降、地中障害物により、工事が遅延した。

(I) 組織体制と機構改革

河川工事は、専門的要素が高いため、少数のベテラン職員が長期間にわたって担当することが多く、管理職も担当者任せになっていた。

また、平成17年度に環境関連3局の組織再編により、河川関連部署は大幅に再編されたが、組織再編に係る作業は主に平成16年の秋以降に行われ、台風による浸水被害に係る住民対応や予算要求の作業時期等と重なっていたことから、本件工事に関する情報が部局内で錯綜していたことも、適切な対応ができなかった要因として挙げられる。

(オ) 会計制度

河川工事については、湯水期などに工期が限定されることなどから、一般的に、工事は複数年度にまたがらざるを得ず、会計年度独立の原則のもとで、適切な会計処理を行うことは難しい面がある。

明許繰越を行う場合、2月市会で繰越補正予算案を議決するため、12月上旬には繰越額を確定する必要があるが、繰越しは例外的な経理処理で、手続は厳格となっており、河川事業の担当職員は、繰越しを回避しようとする意識が背景としてあった。

河川事業では、事業費に対する繰越額の比率が高いため、神奈川県や市の担当部局などから繰越額を縮減するよう指摘を受けていた。また、補助事業費の事故繰越については、国及び県の審査が厳しく、現実的には承認は得られないものとの思い込みがあった。

これらのことから、繰越制度は存在するものの、その活用が限定的で、実際

の運用面で制度が活用されていなかった。また、補助金を返還すると国及び県に迷惑をかけ、次年度以降の財源確保に影響を及ぼすとの懸念から、確保された予算を消化しなければならないという意識が背景にあった。

(カ) 透明性確保の通知

平成16年7月1日に、国土交通省から地方公共団体あてに、鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保についての通知が出されたが、この通知について、河川関連部署で十分な周知ができておらず、存在を知っていた者がほとんどいなかった。

なお、平成18年9月には、会計検査院から国土交通省あてに鉄道事業者と協定書を締結して工事を委託するものに対する指摘がされ、平成21年1月にも鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する通知が出されている。

イ 職員の賠償責任について

本件工事により加算金が発生した要因には、職員個人の責任によるものもあるが、次のような制度的、組織的な要因が働いていたと考えている。

制度的な要因としては、

- ・繰越制度の硬直性など、会計制度上の問題があったこと、
 - ・JR東日本との間に検査確認等に関する考え方の相違があったこと、
- が挙げられる。

組織的な要因としては、

- ・組織内の情報共有が徹底されていなかったこと、
- ・工事の特殊性により事業費の的確な把握が不十分であったこと、
- ・事業進行管理上の問題（JR東日本との協議等の不足）があったこと、
- ・組織としてのチェック機能が働いていなかったこと、

などが挙げられる。

なお、本件工事により加算金が発生した件については、背任や横領の事実はなく、職員が、意図して、損害が発生させたものではないことや損害が発生するに至った背景には、上述のとおり、個人の責任を問えない組織的・制度的な原因もあり、さらに、行政内部として、既に関係職員に懲戒処分等をしていることから、特定の職員に責任を負わせることは相当ではないと考えている。

第4 監査対象事項の決定

請求書、補正書及び同請求書に添付された事実証明書並びに提出された証拠及び請求人の陳述を検討し、監査対象事項を次のとおり決定しました。

市長は、本件工事について、横浜市が国及び県に徴収された加算金 166,086,668円を損害として、地方自治法第243条の2に基づく職員に対する賠償請求権を有しているか否か。

なお、請求人は、地方自治法第243条の2に定める措置に併せて、その他の措置を求めています。措置の内容について具体的な主張がありませんでしたので、対象とはしませんでした。

また、請求人は、意見陳述において、支払方法が概算払であるので精算が必要である旨主張していますが、支払いは確定払により行われており、地方自治法第243条の2に基づく職員に対する賠償請求権の判断とは別であるところから、対象とはしませんでした。

第5 監査委員の判断（事実認定を含む。）

以上を踏まえ、次のように判断しました。

1 前提事実

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めました。

(1) 本件工事の概要及び経緯

ア 概要

横浜市では、鉄道施設に近接する河川護岸の改修や橋梁の改築については、鉄道運行に対する安全性や軌道施設に土木施設が絡んだ高度な専門性により、従来から鉄道事業者に委託して施行していました。

本件工事については、東海道線などの軌道下で、安全性の観点や、軌道工事、鉄道電気設備工事などの鉄道事業に係る専門性の高い工事であることから、JR東日本しか実施できないものであるため、横浜市は「河川工事に起因して生じる鉄道工事について」（平成14年12月、国土交通省河川局長、鉄道局長）に基づき、JR東日本に全面的に工事を委託したものです。

平成15年3月19日に横浜市とJR東日本との間で基本協定書を締結し、平成16年4月12日には全体の工事内容と事業費を定めた「施行協定」（以下、「全体施

行協定」という。)を平成22年度までの7か年の工期(総事業予算額約67億円)として締結し、その全体施行協定に基づき、年度毎の事業費及び施行範囲を定めた「年度施行協定」を締結しています。

本件工事において、実際の出来高以上に委託事業費の支払いを行ったことにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第11条等に抵触することとなった結果、平成16年度から19年度までの4年間でJR東日本に過払いした823,584,429円に対する国及び県からの補助金各278,958,465円を返還するとともに、加算金として国に85,056,326円、県に81,030,342円を支払うこととなったものです。

イ 経緯

(ア) 平成16年度施行協定の状況

- ・平成16年4月12日 平成16年度施行協定(10億40万円)を締結
- ・平成16年12月10日 明許繰越額(3億1,035万円)の局原案作成
- ・平成17年3月29日 工期延長(平成17年11月30日)
- ・平成17年4月13日 16年度分の出来高検査実施
- ・平成17年11月29日 工期延長(平成18年1月31日)
- ・平成18年2月9日 16年度繰越分の出来高検査実施

(イ) 平成17年度施行協定の状況

- ・平成17年6月27日 平成17年度施行協定(12億5,425万円)を締結
- ・平成17年12月7日 明許繰越額(9億5,689万円)の局原案作成
- ・平成18年3月27日 工期延長(平成19年1月31日)
- ・平成18年3月28日 17年度分の出来高検査実施
- ・平成19年1月29日 工期延長(平成19年3月31日)
- ・平成19年4月17日 17年度繰越分の出来高検査実施

(ウ) 平成18年度施行協定の状況

- ・平成18年12月12日 明許繰越額(3億5,484万円)の局原案作成
- ・平成19年2月1日 平成18年度施行協定(3億9,984万円)を締結
- ・平成19年3月26日 工期延長(平成20年3月31日)
- ・平成19年4月17日 18年度分の出来高検査実施

	16年度施行協定	17年度施行協定	18年度施行協定	年度末支払額等(千円)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/12 施行協定締結 (10億円) ・ 12/10 3.1億円の繰越議案作成(2/23議決) 			H16協定分 支払済額 690,050 出来高 192,045 差額 498,005
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 工期の延長 11/30まで 工期の再延長 1/31まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6/27 施行協定締結 (12.5億円) ・ 12/7 9.6億円の繰越議案作成(2/9議決) 		H16協定分(繰越分) 支払済額 310,350 出来高 310,350 差額 0 H17協定分 支払済額 297,364 出来高 86,520 差額 210,844
平成18年度		<ul style="list-style-type: none"> 工期の延長 1/31まで 工期の再延長 3/31まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12/12 3.5億円の繰越議案作成(2/20議決) 	H17協定分(繰越分) 支払済額 956,886 出来高 887,151 差額 69,735 H18協定分 支払済額 45,000 出来高 0 差額 45,000
平成19年度			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2/1 施行協定締結 (4億円) 工期の延長 3/31まで 	H18協定分(繰越分) 支払済額 354,840 出来高 354,840 差額 0

「道路局委託工事等事故再発防止委員会資料より作成」

(2) 会計制度について

ア 単年度予算制度

国及び地方公共団体の会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）における歳出は、地方自治法により、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされており、会計年度の独立を原則としています。この考え方は公共工事についても適用され、公共調達の場合、発注から請負業者の決定、協定締結、検査までを年度内に終える必要があります。

イ 繰越制度

会計年度独立の原則の例外として繰越制度があり、繰越しには明許繰越と事故繰越がありますが、明許繰越は「予め議会の議決を経て翌年度に繰り越して使用することができる」ものです。また、事故繰越は支出負担行為（協定締結）をし、異常な自然現象（暴風、洪水、地震等）などの避けがたい事故のため、年度内に支出を終わらなかつたものを翌年度に繰り越して使用できるとされており、事後に議会に報告することとなっています。明許繰越を行う場合、横浜市では遅くとも2月の市会で繰越補正予算案を議決するため、河川事業の最盛期（12月から3月ごろ）が始まる12月上旬に費目ごとの繰越額を確定しなければなりません。予算について、年度を繰り越して執行することは例外的な処理とされ、その手続きは厳格となっています。

(3) 職員の処分について

平成22年3月16日付で、本件について、関連職員の処分（懲戒処分7人、人事的措置6人計13人）が実施されています。

(4) 職員の賠償責任について

地方自治法により、職員の賠償責任については、次のとおり定められています。

地方自治法抜粋（職員の賠償責任に関する部分）

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 1 支出負担行為
- 2 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認
- 3 支出又は支払
- 4 第234条の2第1項の監督又は検査

2 加算金の支払は市の損害に当たるか

請求人は、加算金が徴収された理由は、横浜市が未竣工工事を竣工工事として検査調書を作成し、補助金を含む支出を行った違法行為の結果であり、この支払いは本市の損害であると主張しています。

この点について、認定した事実によれば、国及び県から徴収された加算金166,086,668円は、出来高以上に委託料を過払いしたため、国及び県へ補助金を返還した結果により生じたものであり、本市の損害であることが認められます。

3 地方自治法第243条の2に基づく職員の賠償責任について

地方自治法第243条の2第1項後段によれば、職員の賠償責任が生じるのは、「故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたとき」とされていますので、加算金が徴収されたことについて、職員の行為に故意又は重大な過失があったかについて判断します。

(1) 担当者について

当時の担当者は、平成16年度から19年度にかけて、河川工事の設計・積算・施工等を担当する職にあり、また本件工事について、工事進ちょくを管理していたところ、次の理由により、国及び県への補助金の返還及び加算金の支払いを生じさせたことが認められます。

ア 事業執行上、繰越額を適切に設定する必要があったにもかかわらず、本件工事の年度末の予定出来高については、平成16年度から19年度については、11月にJR東日本に対して口頭のみでの確認を行っていました。

イ JR東日本と支払金額や出来高把握の方法、支払方法に関して、双方で十分協議のうえ、事前に決定しておくことが必要であったにもかかわらず、十分な協議がなされていませんでした。

ウ 進ちょくの管理や現場確認を怠った結果、工事が繰越額以上に遅延していたことを見逃していました。

エ その遅延を認識してからも上司等へ報告をしていませんでした。

しかしながら、次に述べる事情があったことが認められます。

オ 工事の性質等について

(ア) 工事の特殊性

河川工事は、河川の流水が多くなる梅雨時期や台風シーズン、集中豪雨の多い時期(6月から10月ごろまで)を避け、湯水期(11月から5月ごろまで)に行われており、年度を越えて施工するケースが多いという特徴があります。

また、本件工事は東海道線などの軌道直下の工事であり、施工時間が列車運行停止の夜間3時間程度と制約を受けていたうえ、狭い施工現場で降雨状況や鉄道軌道部の変動などに細心の注意を払いながら施工するという技術的に難しい工事であることが認められます。

(イ) 準備工事遅延による遅れ

全体施行協定を締結した平成16年度の前年度(平成15年度)に、支障物件撤去工事等の準備工事を実施していましたが、この工事が遅延したため、協定初年度の平成16年度工事の開始が、平成16年10月となり、工事の進捗が大きく大幅に遅れたことが認められます。

(ウ) 台風22号等による工事の遅れ

平成16年10月9日の台風22号による工事現場周辺の応急復旧工事を優先したため、本体工事の中断により遅延が生じ、被災後約1年半にわたり被害を受けた市民からの数々の要望や地元説明会などを実施してきました。

また、平成18年度以降、東京都内で発生した本件工事と同じ工法による軌道変状事故の安全検証のための中断及び地中障害物の撤去作業により、本件工事が遅延したことが認められます。

カ 検査確認等に関する考え方の相違

JR東日本は、抱えている工事について、1月から3月にかけて段階的に完成基準による検査を実施しており、本件工事では、毎年1月末に精算を行い、その結果を検査で確認し、決算額としています。一方、横浜市は、公会計の原則に基づき、年度末に進行基準による検査を実施し、当該年度の工事の出来高を決算額として確定しています。このため、JR東日本と横浜市との間において、当該年度の決算にあたって、工事の出来高把握についての考え方が一致していなかったことが要因の一つと考えられます。

キ 単年度予算

オ(ア)で述べたとおり、一般的にみても、河川工事は複数年度にまたがるケースが多く、前提事実で述べた単年度予算制度を前提とした会計制度の枠組みの中で、

適切な会計処理を行うことが容易ではないとの思い込みがあったことも要因の一つであると思われます。

ク 繰越制度

前提事実のとおり、明許繰越は、2月の市会で予算の繰越しを諮るために、河川事業の最盛期の始めである12月上旬には繰越額を決定しなければなりません。

また、本件工事については、国及び県に対して1月ごろに補助金を申請する必要があります。年度末までに工期が約3か月あることから、河川事業に携わる職員は、工事を完成させることに力を入れて繰越しを極力回避しようとする意識があったと思われます。

さらに、河川事業では、事業費に対する繰越額の比率が高いことから、神奈川県や市の関係部局などから繰越額を縮減するよう指摘を受けており、また、横浜市の河川事業における事故繰越の例は、過去20年間に1件のみであったことから、補助事業費の事故繰越については、「国及び県の審査が厳しく、承認は得られない」との思い込みがあったものと思われます。

以上のことから、繰越制度は存在するものの、その活用が限定的であり、実際の運用面において本制度が活用されていなかったことも要因と考えられます。

ケ その他

本件工事について、職員に自己の利益を得ようとする意図があったという事実は認められませんでした。また、委託工事については、過去担当した経験がなかったことが認められます。

以上、ア～エで述べたとおり、本来ならば、工事が繰越額以上に遅延していた状況を認識し、上司等に報告のうえ繰越額の設定やその後の対応について適切な判断をすべきであったといえます。したがって、これを怠ったことについて判断に誤りがあったといえます。

しかしながら、前提事実及びオ～ケの事情によれば、前述のような適切な判断をすることは必ずしも容易ではなかったと認められることから、担当者の判断が、著しく注意義務を怠ったものとはいえず、したがって、重大な過失があったということとはできません。また、その他故意があったことを認めるに足りる証拠はありませんでした。

(2) 担当係長について

当時の担当係長は、平成16年度から19年度にかけて、河川工事の設計・積算・施工等を総括する係長職にあり、また本件工事について、工事進ちょくを管理する担当係長でもあったところ、(1)イ、ウで述べた事実により、進ちょくの管理や現場確認を怠り、また、併せて部下に報告を求めるといった対応を怠った結果、工事が繰越額以上に遅延していたことを見逃し、その結果、国及び県への補助金の返還及び加算金の支払いを生じさせたことが認められます。

本来ならば、部下に報告を求めるなど、工事が繰越額以上に遅延していた状況を認識し、繰越額の設定やその後の対応について適切な判断をすべきであったといえます。したがって、これを怠ったことについて対応に誤りがあったといえます。

しかしながら、前提事実及び(1)オ～キ、ケの事情、並びに河川工事は専門的要素が高いため、少数のベテラン職員が長期間にわたって担当することが多く、管理職が、担当者任せにする職場風土もあり、前述のような適切な判断をすることは必ずしも容易ではなかったと認められることから、担当係長の対応が、著しく注意義務を怠ったものとはいえず、したがって、重大な過失があったということとはできません。また、その他故意があったことを認めるに足りる証拠はありませんでした。

(3) 検査員について

検査員2名のうち1名は、本件工事について、平成16年度から17年度の検査員であり、また、他の検査員1名は、平成18年度から19年度の検査員であったところ、本件工事の検査にあたって工事が繰越額以上に遅延している状況を十分確認しないで、繰越額に合わせて工事が完了している内容の検査調書を作成し、さらに(1)エの事実により、国及び県への補助金の返還及び加算金の支払いを生じさせたことが認められます。

本来ならば、工事が繰越額以上に遅延していた状況について上司等に報告し、その後の対応について適切な判断をすべきであったといえます。したがって、これを怠ったことについて判断に誤りがあったといえます。

しかしながら、前提事実、(1)オ～ケに述べる事情によれば、前述のような適切な判断をすることは必ずしも容易ではなかったと認められることから、検査員の判断が、著しく注意義務を怠ったものとはいえず、したがって、重大な過失があったということとはできません。また、その他故意があったことを認めるに足りる証拠は

ありませんでした。

(4) その他の職員について

調査の結果によれば、検査員、担当者を除くその他の職員については、工事進捗よくが繰越額以上に遅延していたことについて報告を受けておらず、また、その他故意又は重大な過失があったことを認めるに足りる証拠はありませんでした。したがって、本件工事について地方自治法第243条の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできません。

4 結論

以上のとおり、加算金が徴収されたことについて、地方自治法第243条の2第1項後段による職員の行為に、故意又は重大な過失があったとはいえ、市長は、本件工事について、職員に対する賠償請求権を有しているとは認められません。

よって請求人の主張には理由がないものと判断しました。

参 考（住民監査請求書）

1 請求の趣旨

国庫、県補助事業「東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事」に関して平成16年度から19年度に執行された工事について、未竣功部分の支払が行われていた。概要については平成21年5月29日記者発表資料（資料1）を参照。当該未竣功部分に関する補助金の返還に併せて、横浜市は「補助金等に係る予算の施工の適正化にかかる法律」、「県補助金の交付等に関する規則」により、加算金として国より85,056,326円、県より81,030,342円、計166,086,668円を徴収されている。支払年月日は、国、県共に平成21年6月30日。（資料2）

加算金の徴収が為された理由は、横浜市が未竣功工事を竣功工事として検査調書を作成し、補助金を含む支出を行った違法行為の結果である。故に、横浜市民には何ら、この加算金の支払義務に対する責任は無く、この支払は横浜市の損害である。

よって、市長及びその他の機関に当該損失、166,086,668円を補填する措置を求める。

2 検査調書の作成およびそれに続く支出を違法とする理由

横浜市が県及び国に提出した『今井川「東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事」の委託についての調査報告書（以下報告書と略す）」』（資料4-3）によると、補助金の返還命令を受けた補助金を含む支出命令書に該当する工事は平成16年度から平成19年度（平成18年度繰越明許）にわたっている。（資料3 検査調書に枝番を付す）

各支出命令書には、それぞれ検査調書が添付されているが、報告書の、4 調査結果（4）事実関係のまとめ イ 協定締結、施行、検査について にそれぞれ、次のような記述がある。

(1) 各年度分の検査に対する記述

委託工事（16年度分）の出来高検査（17年3月）

16年度の出来高検査としては、工事現場において、JR東日本から協定の実施状況の説明を受け、現場の状況を確認した。

横浜市は、JR東日本から既に発注した施工業者及び契約工事額の一覧表、施工業者への支払書（写）、施工業者との契約書（写）等の説明を受け、更に、

1月の社内検査による請負業者への支払額は、11月に横浜市に報告した年度末

の予定出来高に達していない、

予定出来高の不足額については、既に工事施工業者と契約済みの工事に含まれている、

と説明を受けた。

横浜市としては、この事実を16年度末の検査の時に始めてJR東日本から知らされ、次の理由から、出来高の把握が十分出来ないまま予定出来高に基づくJR東日本からの請求金額を支払った。

JR東日本から、17年3月末時点での出来高の確認できる資料の提出がなかったこと。

JR東日本は既に工事について施工業者と契約済みであり、不足分については責任を持って施行するとの申し出が検査時点であったこと。

委託工事（17年度分）の出来高検査（18年3月）

18年3月末の出来高検査時に、検査時にJR東日本からは、

1月の社内検査による支払額は11月に横浜市に報告した年度末の予定出来高額に達していない

予定出来高の不足額については、既に施工業者と契約済みの工事に含まれていると説明を受けた。

横浜市としては、次の理由から、出来高の把握が出来ないままJR東日本から請求金額を支払った。

JR東日本からは、18年3月末時点での出来高の確認できる資料の提出が無かったこと。

JR東日本は既に工事について施工業者と契約済みであり、不足分については責任を持って施工するとの申し出が検査時点であったこと。

委託工事（18年度分）の出来高検査（19年3月）

18年度分の出来高については、河川施設は出来ていなかったものの、鉄道施設については、検査書類の確認により、概ね出来ていると判断し、JR東日本からの請求金額を支払うことにした。

各年度の検査に際し

(ア) 16年度、17年度分工事の検査時においては相手方であるJR東日本は「工事が出来ていない。」と説明しており、また、横浜市は出来高の確認できる資料の提

出を求めることもしないで検査を行い、次のとおり評価を「良」、「工事が相違なく完成した」とする検査調書を作成している。

平成16年度支出命令番号第 4668 - 0 号支出命令書（資料 3 - 1）、同第 4669 - 8 号支出命令書（資料 3 - 2）に添付されている、物品役務部分検査調書（第1回）（資料 3 - 1 - 1）、支障物件移設等工事検査調書（資料 3 - 2 - 1）

平成17年度支出命令番号第41093 - 4 号支出命令書（資料 3 - 3）に添付された支障物件移設等工事検査調書（資料 3 - 3 - 1）、同第41095 - 0 号支出命令書（資料 3 - 4）、に添付された物品役務部分検査調書（資料 3 - 4 - 1）

(イ) 18年度分の工事の検査においては、出来ていないと認めた施設の検査を行い、評価を「良」とする検査調書を作成している。

平成18年度支出登録番号第 97463 - 0 号支出命令書（資料 3 - 5）に添付された物品役務検査調書（資料 3 - 5 - 1）

また、報告書では「検査書類の確認」と書かれているが、平成18年度第 97466 - 7 号支出命令書（資料 3 - 6）に添付された支障物件移設等工事検査調書（資料 3 - 6 - 1）の検査方法は「施行協定書に基づく現場確認」となっている。

各年度の検査調書によると、検査年月日は、

平成16年度 平成17年 3月31日

平成17年度 平成18年 3月31日

平成18年度 平成19年 3月30日

となっている。

(2) 繰越明許に係る検査に対する記述

委託工事（16年度から17年度への繰越分）完了検査（18年 1月）

18年1月に16年度繰越工事の完了検査を行ったところ、検査時に J R 東日本からは、

16年度協定で約束した予定出来高額に達していない

協定に謳われている工事内容は、既に施工業者と契約済みの工事に含まれていると説明を受けた。

横浜市としては、次の理由から、出来高の把握が出来ないまま J R 東日本から請

求金額を支払った。

J R東日本からは、18年1月時点での支払い済み額の提示はあったものの、横浜市が必要とする出来高の確認できる資料の提出が無かったこと。

J R東日本は既に工事について施工業者と契約済みであり、責任を持って施工するとの申し出が検査時点であったこと。

委託工事（17年度から18年度への繰越分）の完了検査（19年3月）

19年3月末に17年度繰越工事の完了検査を行ったところ、検査時にJ R東日本からは、

1月の社内検査による支払額は11月に横浜市に報告した17年度協定の予定出来高額に達していない、

協定に謳われている工事内容は、既に施工業者と契約済みの工事に含まれている、と説明を受けた。

横浜市としては、次の理由から、出来高の把握が出来ないままJ R東日本から請求金額を支払った。

J R東日本からは、19年3月末時点での出来高の確認できる資料の提出が無かったこと。

J R東日本は既に工事について施工業者と契約済みであり、不足分については責任を持って施工するとの申し出が検査時点であったこと。

委託工事（18年度から19年度への繰越分）の完了検査（20年3月）

20年3月末に18年度繰越工事の完了検査を横浜市が行い、J R東日本からの請求金額を支払った。

各年度の検査に際し

(ア) 16年度、17年度分工事の検査時においては相手方であるJ R東日本は「工事が出来ていない。」と説明しており、また、横浜市は出来高の確認できる資料の提出を求めることもしないで検査を行い、次のとおり評価を「良」とする検査調書を作成している。

これは、(1)の各年度工事の検査を行った時と同様である。

平成17年度支出命令番号第 33791 - 9号支出命令書（繰越明許費）（資料3 - 7）に添付された物品役務部分検査調書（資料3 - 7 - 1）

平成18年度支出登録番号第 97403 - 0号支出命令書（資料3 - 8）に添付さ

れた物品役務部分検査調書（資料3 - 8 - 1）

(イ) 18年度分の検査に際しての具体的な記述は、報告書にはないが、平成19年度支出登録番号第 73212 - 9 号（資料3 - 9）に添付された物品役務部分検査調書（資料3 - 9 - 1）の検査年月日は平成20年3月31日となっている。

各年度（繰越明許分）の検査調書によると、検査年月日は、
平成16年度 平成18年1月31日
平成17年度 平成19年3月30日
平成18年度 平成20年3月31日
となっている。

報告書P7によると、実際の出来高累計額と支払の累計額の差が生じているのは平成18年度までで、平成19年度はその差額をそのまま引き継いでいる。

(3) 検査調書の作成、それに続く支出を違法とする理由

各検査に際して、JR東日本が提出した書類について情報開示請求を行ったところ、「すべて口頭で処理されたものであり、書類はない。」との回答を得た。

契約の相手方であるJR東日本が、工事は出来ていないと説明し、且つ、検査に必要な資料の提出をしていないにも拘らず、横浜市はJR東日本に必要な書類の提出を求める努力をしていない。

検査に必要な資料が何も無い状態で、且つ、相手が「工事が出来ていない。」と説明しているにも拘らず、現場で相手方が口頭で「責任を持って工事を終わらせませう。」と言ったというので、検査を行い、検査調書を作成した、ということになる。

具体的な資料を横浜市が集めたのは平成20年6月12、13日に行われた会計検査院の検査以後であることは、本件工事に関する出来高の報告等の資料請求が、平成20年7月7日付環創河事第498号（資料5）により、JR東日本に対して行われていることから明らかである。

また、平成21年12月8日記者発表された「道路局委託工事等事故再発防止委員会」の報告書「委託工事の透明性の確保に向けて」（資料6）表2 - 1によると、検査（16年度部分出来高）平成17年4月13日、検査（17年度竣工）（18年度部分出来高）平成19年4月17日、検査（18年度竣工）（19年度部分出来高）平成20年4月11日とされている。

該当する検査調書の検査年月日は、それぞれ、平成17年3月31日、平成19年3月

30日、平成20年3月31日と偽造されている。(資料3、前記(2)、(3)の各(イ)参照。)

本件の支出が地方自治法施行令(歳出の会計年度所属区分)第143条第1項第4号に該当する歳出であり、「当該行為の履行があった日の属する年度」の歳出とすると定められている。検査年月日を偽造したのは、『「当該行為の履行があった日」とは履行確認の日をいう』とする通知が有る為、年度内に検査を終了したとするためと容易に推し量れるが、横浜市自らも「委託工事の透明性の確保に向けて」(資料6)の中で、検査調書の検査年月日の偽造を、認めている。

平成19年3月の検査(平成18年分)においては、出来上がっていない施設を、他の施設がおおむね出来ているからよしとして、書類確認で「良」と評定した検査調書を作成している。検査調書の確認方法欄は、「現場確認」となっている。

地方自治法第(契約の履行の確保)234条の2第1項は

普通地方公共団体が - 略 - その他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保する為 - 略 - 必要な監督又は検査をしなければならない。

と定めており、同施行令第167条の15第2項は、

検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。としている。

横浜市契約規則第103条の3第3項は

契約の相手方は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、書面をもって、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を市長に求めなければならない。

又、横浜市物品及び役務検査事務取扱規程第12条第1項は

検査員は、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止しなければならない。

と定めており、第2号では、

契約の履行が不完全で、検査を行うことが不相当であると認められるとき。とされている。

本件の検査調書の作成には、工事が未完成を承知の上で完成したとの作成、検査年月日の偽造、検査手段の不適正等の様々な違法が含まれている。

支出命令に関して地方自治法、(支出の方法)第232条の4第1項は

会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなけれ

ば、支出をすることができない。と定めている。

同施行令、（支出命令）第160条の2第1項は

地方自治法第232条の4第1項に規定する政令で定めるところによる命令は、次のとおりとする。

1 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行なう命令

本件支払いは、地方自治法施行令第160条の2第1項第1号該当の支払いであるが、債務が確定していないにも拘らず、違法に作成された検査調書に基づき補助金を含む支出命令書が作成され、行われたものである。その行為は、未竣功工事への補助金過払いを生じさせ、結果として、補助金の返還命令が下されたのである。

地方自治法第243条の2（職員の賠償責任）第1項後段は

次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して要害事務をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に普通地方公共団体に損害を与えた時も、又同様とする

一 支出負担行為

二 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認

三 支出又は支払

四 第234条の2第1項に定める監督又は検査

と定めている。

横浜市予算決算及び金銭会計規則は

（賠償責任に関する職員の指定）

第11条 法第243条の2第1項後段の規定による補助職員とは、次の者をいう。

(1) 支出負担行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員で係長以上の者

(2) 支出命令事務を直接補助する職員で係長以上の者

(3) 支出負担行為の確認の権限を有する職員を直接補助する職員

(4) 支出または支払の事務の執行を補助する会計職員または係長以上の者

(5) 法第234条の2の規定による監督または検査を行なう職員を直接補助する職員

と定められている。

つまり、本件に係る検査調書の作成は、＜職員の賠償責任＞を定める地方自治法第243条の2第1項第4号が定義するところの職員による、明白な違法行為あるいは自らの職務を怠った行為であり、その行為に基づく支出命令、支払により補助金の返還義務が生じ、それに伴い加算金の支払義務が生じたのである。

それに併せて生じた加算金の支払義務と、その額は、国に 85,056,326円、県に 81,030,342円合計 166,086,668円である。（資料2）

横浜市自ら、国及び県に提出した、平成21年5月15日付道河計第21号「都市基盤河川改修事業における不適切な会計処理について」（資料4-1）に添付された「不適切な会計処理についての報告書」（資料4-2）の中で「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に抵触する行為であり」と自らの会計処理の違法性を認めている。

その結果、横浜市は未竣工工事に係る部分の補助金を返還するという債務が生じ、補助金の返還額等は（資料7）のとおりである。なお、JR東日本から過払い分については、平成21年4月27日に返還を受けている。（資料8）

また、同文書は、3 関係者の処分等について として

「処分については、第三者で構成される横浜市懲戒審査委員会で検討される。」と述べている。

以上から、加算金の支払は職員の違法行為により生じた横浜市の損害と言わざるを得ない。

3 横浜市が蒙った損害額

国（加算金額）	85,056,326円
県（加算金額）	81,030,342円
計	166,086,668円

4 求める措置の内容

(1) 市長及びその付属機関に横浜市に生じた損害、166,086,668円を補填する措置を求める。

5 住民監査請求が、検査調書の作成、支払から1年以上を経過する理由

当該事実が公表されたのは平成21年5月29日（資料1）であり、それまでは一般市民はこのような事実を知りえなかったことによる。

(平成22年4月8日補正)

1 求める措置内容

地方自治法第243条の2に定める措置、その他の措置。

2 「付属機関」については、削除します。

添付資料

1 平成21年5月29日記者発表資料

2 加算金支出関係

2 - 1 県 加算金の支払通知書、支出命令書

2 - 2 国 加算金の支出命令書

2 - 3 上記の各領収書

3 支出命令書、検査調書関係

3 - 1 平成16年度支出命令番号4668 - 0号支出命令書

3 - 1 - 1 物品役務部分検査調書 平成17年3月31日

3 - 2 平成16年度支出命令番号4669 - 8号支出命令書

3 - 2 - 1 支障物件移設等工事検査調書 平成17年3月31日

3 - 3 平成17年度支出命令番号41093 - 4号支出命令書

3 - 3 - 1 支障物件移設等工事検査調書 平成18年3月31日

3 - 4 平成17年度支出命令番号41095 - 0号支出命令書

3 - 4 - 1 物品役務部分検査調書 平成18年3月31日

3 - 5 平成18年度支出登録番号97463 - 0号支出命令書

3 - 5 - 1 物品役務部分検査調書 平成19年3月30日

3 - 6 平成18年度支出登録番号97466 - 7号支出命令書

3 - 6 - 1 支障物件移設等工事検査調書 平成19年3月30日

3 - 7 平成17年度支出命令番号33791 - 9号支出命令書(繰越明許)

3 - 7 - 1 物品役務部分検査調書 平成18年1月31日

3 - 8 平成18年度支出登録番号97403 - 0号支出命令書(繰越明許)

3 - 8 - 1 物品役務部分検査調書 平成19年3月30日

3 - 9 平成19年度支出登録番号73212 - 9号支出命令書(繰越明許)

3 - 9 - 1 物品役務部分検査調書 平成20年3月31日

4 国、県への報告関係

- 4 - 1 「都市基盤河川改修事業における不適切な会計処理の報告について」
平成 21 年 5 月 15 日道河計第 21 号（県送付文）
- 4 - 2 不適切な会計処理についての報告書
- 4 - 3 今井川「東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事」の委託についての調査報告書
- 4 - 4 前 3 件の横浜市起案文書（国への送付文以外は略）
- 5 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事に係る資料の提出について（依頼）
平成 20 年 7 月 7 日環創河事第 498 号
- 6 委託工事の透明性の確保に向けて（平成 21 年 12 月 7 日付け、8 日記者発表）
- 7 河川改修事業（東日本旅客鉄道（株）東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事）に関わる国庫補助金（治水特別会計）並びに神奈川県都市基盤河川改修事業補助金の一部返還と、返還に伴う加算金の支出について（平成 21 年 6 月 18 日）
道河計第 79 号、国、県の領収書
- 8 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事に係る返還金について（通知）
平成 21 年 4 月 13 日道河計第 5 9 号、調定決裁簿兼調定通知書、受入済通知書
- 9 横浜市物品及び役務検査事務取扱規程
横浜市物品及び役務検査事務取扱規程の施行について
- 10 検査員の任命について
平成 16 年度～平成 19 年
- 11 平成 22 年 3 月 16 日記者発表資料

追加資料

- 12 平成 21 年 7 月 22 日付横設土第 1 7 0 号
東海道本線岩間川橋りょうおよび金沢橋改築工事に関する事実関係の調査結果について
- 追 1 横浜市公告第 1 4 7 号（横浜市報 定期第 7 6 4 号）
- 追 2 平成 21 年 12 月 3 日道河事第 1 4 0 0 号 非開示決定通知書
- 追 3 平成 21 年 8 月 3 日横設土第 1 9 1 号
- 追 4 平成 21 年 10 月 2 日横設土第 3 3 0 号

- 追5 JR岩間川橋梁及び金沢橋改築工事に伴うJR東日本旅客鉄道(株)との打ち合わせ記録(概要)
- 追6 平成15年12月15日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事の施行について(添付資料略)
- 追7 平成16年4月12日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事に係る施行協定及び平成16年度施行協定の締結について(添付資料略)
- 追8 平成17年6月1日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事に係る平成17年度工事の施行について(添付資料略)
- 追9 平成17年6月16日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事に係る平成17年度施行協定の締結について(添付資料略)
- 追10 平成19年1月25日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事に係る平成18年度工事の施行について(添付資料略)
- 追11 平成19年1月29日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事に係る平成18年度施行協定の締結について(添付資料略)
- 追12 平成19年7月25日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事に係る平成19年度工事の施行について(添付資料略)
- 追13 平成19年8月2日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事に係る平成19年度施行協定の締結について(添付資料略)
- 追14 平成17年3月29日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事の平成16年度協定の一部変更について、変更協定書
- 追15 平成18年3月27日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事の平成17年度協定の一部変更について、変更協定書、変更協定書2
- 追16 平成19年3月26日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事の平成18年度協定の一部変更について、変更協定書
- 追17 平成20年3月25日決裁 東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋の改築工事の平成18年度協定の一部変更について、変更協定書
- 別表1 国庫、県費補助金の16年度～18年度の各年度返還額、加算金額

参考資料

平成20年度会計検査院の検査調書(内容不明)